

佐賀県告示第 190 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 8 年 6 月 27 日に失効する。

令和 8 年 6 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - { 2 - [(ベンゾ[d] [1, 3]ジオキソール-5-イル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Methylenedioxynitazene）及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { [4 - (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1 - [2 - (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール（通称名：Fluetonitazepyne、N-pyrrolidino-fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N - [2 - (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル] プロパン-2-アミン（通称名：5-MeO-NiPT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。